

長久手市教育大綱について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、市長が教育委員会との協議・調整の場である総合教育会議を設置し、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

長久手市では、平成 27 年度に総合教育会議を 4 回開催し、市長と教育委員とで協議を重ね、本市の教育の理念や方針を定めた「長久手市教育大綱」（資料 2）を策定しました。

「教育理念」にある“人づくり”には、「多様な価値観を認め合い、誰もが幸せに感じる社会を築いていけるよう、まちづくりの当事者となる人材を育てていく」という想いが込められています。

〈教育理念〉

人間力を育み いつまでも健やかで夢と生きがいを持ち 成長できる人づくり
～自然共生・地域共存・多様性尊重～

〈教育方針〉

- 1 自然の大切さ、命の尊さを学び、自然と共生する
- 2 地域で家庭や学校を支え、関わり合いながら、向上心をもって、ともに成長する
- 3 多様な人々の存在や価値観を認め合い、まざって暮らす